

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	介護保険に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

文京区福祉部介護保険課は、番号制度関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人プライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

文京区長

公表日

令和5年9月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p><制度概要> 介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき、40歳以上のすべての国民が被保険者となって保険料を負担し、加齢による病気等で要介護(要支援含む)状態となり、入浴・排せつ・食事等の介護、機能訓練、看護療養上の管理等の医療が必要な人に対して、安心して日常生活を営むことができるよう保健医療サービス・福祉サービスを一体的に提供する社会保障制度である。区市町村等が保険者となって制度の運営を行っている。</p> <p><事業内容> 1 被保険者の資格管理に関する事務 2 第1号(65歳以上)被保険者の保険料の賦課・徴収・収納等に関する事務 3 要介護・要支援認定に関する事務 4 保険給付に関する事務 5 地域支援事業に関する事務 6 保険者事務共同処理業務 7 サービス検索・電子申請機能での申請を受領する事務</p> <p><ぴったりサービス> マイナポータルを通じて利用できるサービス検索・電子申請機能により、届出等の書類を受領する。</p>
③システムの名称	1 介護保険システム 2 介護保険認定審査会支援システム 3 伝送通信ソフト 4 団体内統合宛名(中間サーバコネクタ)システム 5 中間サーバプラットフォーム 6 サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項及び別表第一の68の項 内閣府・総務省令第5号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条第1項第1～14号及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p><情報照会> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号、別表第二の93及び94の項 内閣府・総務省令第7号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条及び第47条</p> <p><情報提供> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号、別表第二の2,3,5,6,8,11,17,22,26,33,39,42,43,56の2,58,61,62,80,81,87,94,97,108,109,119の項 内閣府・総務省令第7号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条,第3条,第5条,第6条,第7条,第10条,第12条の3,第15条,第19条,第22条の2,第24条の2,第25条,第25条の2,第30条,第31条の2,第32条,第33条,第43条,第43条の2,第44条,第47条,第49条,第55条,第55条の2,第59条の3</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部介護保険課・高齢福祉課
②所属長の役職名	福祉部介護保険課長 福祉部高齢福祉課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	文京区福祉部介護保険課・高齢福祉課 112-8555 東京都文京区春日1-16-21 問い合わせ先電話番号 03-5803-1389(介護保険課) 03-5803-1213(高齢福祉課)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	「7・請求先」と同じ

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]
<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<事業内容> 1 被保険者の資格管理に関する事務 2 第1号(65歳以上)被保険者の保険料の賦課・徴収・収納等に関する事務 3 要介護・要支援認定に関する事務 4 保険給付に関する事務	<事業内容> 1 被保険者の資格管理に関する事務 2 第1号(65歳以上)被保険者の保険料の賦課・徴収・収納等に関する事務 3 要介護・要支援認定に関する事務 4 保険給付に関する事務 5 保険者事務共同処理業務	事後	
平成28年7月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 介護保険システム 2 介護保険認定審査会支援システム 3 団体内統合宛名(中間サーバコネクタ)システム 4 中間サーバプラットフォーム	1 介護保険システム 2 介護保険認定審査会支援システム 3 伝送通信ソフト 4 団体内統合宛名(中間サーバコネクタ)システム 5 中間サーバプラットフォーム	事後	
平成28年7月4日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項及び別表第一の68の項 内閣府・総務省令第5号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項及び別表第一の68の項 内閣府・総務省令第5号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条第1項第1～14号及び第2項	事後	主務省令改正による再提出
平成28年11月7日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<事業内容> 1 被保険者の資格管理に関する事務 2 第1号(65歳以上)被保険者の保険料の賦課・徴収・収納等に関する事務 3 要介護・要支援認定に関する事務 4 保険給付に関する事務 5 保険者事務共同処理業務	<事業内容> 1 被保険者の資格管理に関する事務 2 第1号(65歳以上)被保険者の保険料の賦課・徴収・収納等に関する事務 3 要介護・要支援認定に関する事務 4 保険給付に関する事務 5 地域支援事業に関する事務 6 保険者事務共同処理業務	事後	介護予防・日常生活支援総合事業開始のため
平成28年11月7日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉部介護保険課	福祉部介護保険課・高齢福祉課	事後	介護予防・日常生活支援総合事業開始のため
平成28年11月7日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	介護保険課長 小池 陽子	介護保険課長 宇民 清 高齢福祉課長 鈴木 裕佳	事後	介護予防・日常生活支援総合事業開始のため
平成28年11月7日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	文京区福祉部介護保険課 112-8555 東京都文京区春日1-16-21 問い合わせ先電話番号 03-5803-1389 ※利用停止請求とは、文京区個人情報保護条例においては、「削除請求」及び「利用中止請求」をいう。	文京区福祉部介護保険課・高齢福祉課 112-8555 東京都文京区春日1-16-21 問い合わせ先電話番号 03-5803-1389(介護保険課) 03-5803-1213(高齢福祉課) ※利用停止請求とは、文京区個人情報保護条例においては、「削除請求」及び「利用中止請求」をいう。	事後	介護予防・日常生活支援総合事業開始のため
平成29年7月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報提供> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号、 別表第二の2,3,6,26,42,56の2,61,62,80,87,94の項 内閣府・総務省令第7号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条,第3条,第6条,第19条,第25条,第30条,第32条,第33条,第43条,第44条,第47条	<情報提供> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号、 別表第二の2,3,5,6,8,11,17,22,26,33,39,42,43,56の2,58,61,62,80,81,87,94,97,108,109,119の項 内閣府・総務省令第7号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条,第3条,第5条,第6条,第7条,第10条,第12条の3,第15条,第19条,第22条の2,第24条の2,第25条,第25条の2,第30条,第31条の2,第32条,第33条,第43条,第43条の2,第44条,第47条,第49条,第55条,第55条の2,第59条の3	事後	主務省令改正による再提出
平成29年7月11日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	介護保険課長 宇民 清 高齢福祉課長 鈴木 裕佳	介護保険課長 宇民 清 高齢福祉課長 榎戸 研	事後	人事異動
平成29年7月11日	II しいき値判断項目 1. 対象人数、2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年7月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
平成30年9月13日	II しいき値判断項目 1. 対象人数、2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
令和2年2月10日	II しいき値判断項目 1. 対象人数、2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価書の再実施による提出
令和2年7月31日	II しいき値判断項目 1. 対象人数、2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月6日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p><情報照会> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号、 別表第二の93及び94の項 内閣府・総務省令第7号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条及び第47条</p> <p><情報提供> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号、 別表第二の2,3,5,6,8,11,17,22,26,33,39,42,43,56の2,58,61,62,80,81,87,94,97,108,109,119の項 内閣府・総務省令第7号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条,第3条,第5条,第6条,第7条,第10条,第12条の3,第15条,第19条,第22条の2,第24条の2,第25条,第25条の2,第30条,第31条の2,第32条,第33条,第43条,第43条の2,第44条,第47条,第49条,第55条,第55条の2,第59条の3</p>	<p><情報照会> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号、 別表第二の93及び94の項 内閣府・総務省令第7号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条及び第47条</p> <p><情報提供> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号、 別表第二の2,3,5,6,8,11,17,22,26,33,39,42,43,56の2,58,61,62,80,81,87,94,97,108,109,119の項 内閣府・総務省令第7号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条,第3条,第5条,第6条,第7条,第10条,第12条の3,第15条,第19条,第22条の2,第24条の2,第25条,第25条の2,第30条,第31条の2,第32条,第33条,第43条,第43条の2,第44条,第47条,第49条,第55条,第55条の2,第59条の3</p>	事前	番号法一部改正による再提出
令和3年8月6日	II しいき値判断項目 1. 対象人数、2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
令和4年7月25日	II しいき値判断項目 1. 対象人数、2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
令和5年1月27日	1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	<p><事業内容> 1 被保険者の資格管理に関する事務 2 第1号(65歳以上)被保険者の保険料の賦課・徴収・収納等に関する事務 3 要介護・要支援認定に関する事務 4 保険給付に関する事務 5 地域支援事業に関する事務 6 保険者事務共同処理業務</p>	<p><事業内容> 1 被保険者の資格管理に関する事務 2 第1号(65歳以上)被保険者の保険料の賦課・徴収・収納等に関する事務 3 要介護・要支援認定に関する事務 4 保険給付に関する事務 5 地域支援事業に関する事務 6 保険者事務共同処理業務</p> <p><びったりサービス> マイナポータルを通じて利用できるサービス検索・電子申請機能により、届出等の書類を受領する。</p>	事前	びったりサービスによる電子申請開始のため
令和5年1月27日	1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	<p>1 介護保険システム 2 介護保険認定審査会支援システム 3 伝送通信ソフト 4 団体内統合宛名(中間サーバコネクタ)システム 5 中間サーバプラットフォーム</p>	<p>1 介護保険システム 2 介護保険認定審査会支援システム 3 伝送通信ソフト 4 団体内統合宛名(中間サーバコネクタ)システム 5 中間サーバプラットフォーム 6 サービス検索・電子申請機能</p>	事前	びったりサービスによる電子申請開始のため
令和5年9月20日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	※利用停止請求とは、文京区個人情報保護条例において「は」、「削除請求」及び「利用中止請求」をいう。	削除	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
令和5年9月20日	II しいき値判断項目 1. 対象人数、2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出